

令和 7 年度 3 月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和 8 年 3 月 6 日（火）午前 9 時

場 所 みやき町 三根庁舎 2 階大会議室

出席状況 出席者 19 人 欠席者 4 人

議席番号	委 員 氏 名	出欠	議席番号	委 員 氏 名	出欠
1 番	中島 一博	出席	13 番	城野 信彦	出席
2 番	池田 正清	出席	14 番	城野 松夫	出席
3 番	大川 定道	出席	15 番	寺田 宏澄	出席
4 番	碇 朝男	欠席	16 番	原 修身	出席
5 番	山内 しげ子	欠席	17 番	松尾 和明	出席
6 番	吉丸 広泰	出席	18 番	江越 博則	出席
7 番	山崎 清邦	出席	19 番	福田 安信	出席
8 番	綾部 勝年	欠席	20 番	橋本 礼子	出席
9 番	寺田 一義	出席	22 番	北原 正也	欠席
10 番	古村 正典	出席	23 番	中島 正則	出席
11 番	宮原 史己	出席	24 番	岡 龍道	出席
12 番	太田 幸代	出席			

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項による通知書について (1 件)

報告第 2 号 農地等形状変更届について (1 件)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 委員会許可分 (2 件)

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 町長許可分 (1 件)

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 町長許可分 (3 件)

議案第 4 号 農地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
委員会意見決定分 (97 件)

その他

事務局 最所 清和 田中 嘉樹 高島 翔太

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和8年3月の農業委員会定例総会を開催します。現在の出席委員は18名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席については〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡が、また、〇〇番の〇〇委員さんよりは少し遅れると連絡が入っております。それでは総会に入りたいと思います。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

干ばつ続きだったのが最近は雨ばかりとなり、麦の手入れも出来ないという状態になっています。生育は良いのですが、その後の事が少し不安になっています。また、3月に入り確定申告の悩ましい時期となりました。各地区での区長、生産組合長の交代、総会と3月は忙しい日々が続きます。気候の変化もあり委員の皆様におかれましては、健康に十分注意をされて頂きたいと思います。農業委員会におきましては、地域計画、プラスワン運動等いろいろありますが、7月の任期終了まで頑張って頂きたいと思います。

本日の議案・報告等につきましては

- | | |
|-------|--------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について |
| 報告第2号 | 農地等形状変更届について |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地利用集積等促進計画の公告について（一括契約） |
| その他 | |

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見をお願いします。また、議事に関する事以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員を指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 1件 面積 4, 188 m²

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地等形状変更届について、事務局より説明をお願いします。その前に〇〇委員が関係者となっています案件ですので、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定により、自己に関する議事のため審議に参加することができない議事参与の制限により、〇〇委員の退室を求めます。

〇〇委員

退席

（退室後）

事務局

報告第2号農地等形状変更届について、届出人の住所、氏名、土地の所在地、地目、面積、形状変更理由、周囲の状況が判る付近見取り図、字図、形状変更届出の内容等を届出書の記載事項及び添付書類により説明する。

事務局

補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月24日に事務局と現地確認を行いました。
今までも南側は苗床として利用されており、今回は北側を申請されるわけですが、特段問題はないかと思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、報告議案ではありますが、令和3年4月1日付けで施行しました「みやき町農地形状変更取扱要綱」第6条第1項において、総会において農地形状変更届出書の受理又は不受理を決定するとされていますので、採決を行います。
本案件について受理することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、報告第2号の農地形状変更届については、受理することに決定し、届出者に対し、「農地形状変更届出受理通知書」及び「農地形状変更届出済標識」の交付を行います。

また、同要綱第9条第1項において「会長は、工事の円滑かつ適正な執行を図るため、農業委員会委員のうちから2人を指名し、工事着工から工事完了に至る期間、工事の確認をさせるものとする。」と規定されていますので、本案件の確認委員として、〇〇番の〇〇委員と〇〇番の〇〇委員を指名します。工事は隣接水路の公共事業による盛土利用地を継続するということですが、届出内容と異なった施工を確認した場合やその可能性があると判断した場合には、届出書どおりの施工が行われるよう是正指導を行ってください。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(〇〇委員入室)

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月 24 日に現地確認を行いました

受人は他の農地もきれいに耕作されており、渡人も受人のおじさんにあたり、高齢のため手放すことを考えておられていたものです。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第 1 号 1 について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 1 号 1 については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第 1 号 2 農地法 3 条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 1 号 2 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第 3 条調査書により農地法第 3 条第 2 項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月現地確認を行いました

申請地に隣接した住宅があり、そこに住まわれていた方が亡くなられ空き家になっていました。同じ集落の方が購入するようになっていたのですが、子供さんも遠方におられ今回の話に至ったものです。申請地は今まで近くの若手の農家の方が耕作されていたのですが、今後は買われる方が耕作される予定です。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第2号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

事務局と現地確認を行いました
現状は大半が宅地のような状況です。各関係者からも承諾を得られており特段問題はないかと思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、賃貸人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月24日に事務局と現地確認を行いました
申請地につきましては千栗八幡神社の裏手になります。今回申請人さんとは接触しておらず、書面と現地確認のみとなっております。申請される周りは全て溝になっており、幅も深さも1.5m以上となっているため、隣とは直接接触出来ず特段問題はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

確認ですが、22ページの字図では申請地の上部2492-3番地は田となっておりますが、現況は道路でよろしいでしょうか。

事務局

はい、道路です。

〇〇委員

申請地は蓄電池設備となっていますが、アスファルト等されるのでしょうか。

事務局

排水が地下浸透となっているのでアスファルト等はされないと思います。

〇〇委員

アスファルト等されないなら、建設当初は大丈夫だと思いますが、数年後に雑草問題等起きた時、譲受人の管理責任と考えて良いのでしょうか。

事務局

許可を出すには管理は必須だと思います。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月24日に現地確認を行いました。申請は〇〇建設さんの資材置場で、申請地は綾部交差点から西に下り、綾部公民館を過ぎたところを北にはいったところになります。申請地を確認したところ地目は田、畑ですが、現状は長年何ら耕作されておらず現在は冬場ですので草は枯れていますが、春、夏においては草地となっています。開発していかないと無理な場所かなと思われました。ただ、申請地の南側は綾部の堤から水路が流れてきており、最大値の段差が1m近くあるため、水路への土砂の流入がされないよう

にしないといけないと思いました。その辺を〇〇建設に確認出来ておれば報告をうけたいと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

地元の了解は得られてあるのでしょうか。

〇〇委員

地元の了解は得られてあります。

事務局

〇〇委員さんから質問の水路への土砂の流入の件はまだ確認ができていないため、確認後あらためて報告したいと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

申請地の北、国道側は雑種地で駐車場となっており、申請地と合わせて活用するため

の今回の申請です。水路への流出は考えにくく、よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告について（一括）事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告について（一括）事務局より説明をする。

審議件数 貸借権 97件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

備考欄に役務と書いてあるのは具体的にどんな内容でしょうか。

事務局

〇〇委員のご質問は、使用貸借権での役務という単価でのご質問だと思います。利用権の設定は金、現物支給による貸借権と役務という労力による対価の使用貸借権の2通りがあります。使用貸借の役務とは以前は期間借地での裏作、麦だけ作って田植えができるようにまでして返すというのが大半でしたが、昨年からの公社の一本化に伴い使用貸借が増えております。これは、表記上は0円契約にして、あとは自分達でやり取りをするというもので、一年をとおしての契約については修正をはかりたいと思います。

議長

使用貸借権については非常に増えております。米の価格が高くなったことで現物支給がやりづらくなり、使用貸借という方法を取り安定的に米をもらうようにしたものです。と、公社を介することで手数料がかかるようになりましたが、使用貸借については手数料が発生しないことでの増加でもあると思います。その辺をふまえて今後使用貸借が増加していくのか調べて頂きたいと思います。

事務局

会長が言われたように、従来の相対での契約では、金額を明記して提出して頂いておりましたが、実際の金のやり取りは、自分達でされており農業委員会としては管理はしておりませんでしたし、手数料を徴収することもありませんでした。昨年の公社一本化にともない、お金での賃借の場合、双方から1%の手数料を徴収することになりましたが、全ての面積のうち一部分を現物で貰いたい等の時、融通がきかないため、耕作権のみ借手に持っていくための使用貸借がふえておりますし、今後も増えていくと予想されます。

〇〇委員

農業者等には免税軽油の制度がありますが、それにも関わりが出てくるのかと思いますが。

事務局

免税軽油のための耕作証明書は、賃借権、使用貸借権に関わらず利用権の契約が出された分については全て耕作者の面積として証明を致しております。軽油免税の現状としては、以前はJAさんが手続きされてあったのが、利益者の手続きに変わったため、暇なしやメリットが減った等からか、件数が減ったように感じられます。

議長

他に質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 令和8年度定例農業委員会総会開催日程(案)について

議 長

4月の総会は、4月7日（火）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、4月7日（火）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、3月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

議 長

これで3月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番